

非課税相当収入・所得限度額表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
配偶者・扶養親族（5名）を扶養している場合	289.7万円	194.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円